

第1. 民法とは

民法＝私法の一般法

私法＝私的生活を規律する法

一般法＝地域・人等に限定されない，一般的な関係を規律している法
(＝基本的なルール)

ex. お金を返して欲しい，慰謝料を支払え，家売って欲しい
→全て民法の適用あり

cf. 特別法＝特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの

ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある（家族法に適用があるかは争いあり）規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定

ア 総則

物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則

各物権（ex. 所有権，抵当権）の専用の規定

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

ア 総論（総則）

債権全てに適用がある規定

イ 各論

各債権専用の規定

2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定（ex. 夫婦，親子）

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定（ex. 法定相続，遺言）